

新聞折込広告基準

日本新聞協会に加盟する新聞社とその新聞を取り扱う販売店は、折込広告が新聞と一緒に配布される社会的影響を考慮し、次のような折込広告の取り扱いに注意しています。

1. 責任の所在および内容が不明確な広告(広告主名、所在地名、連絡先が記載されていない広告等)
2. 虚偽または誤認されるおそれがある広告
(日本一、世界一などの断定的表現を何の裏づけもなく使用した広告等)
3. 公序良俗を乱す表現の広告
(露骨な性表現、暴力や犯罪を肯定、麻薬・覚醒剤の使用を賛美、その他残虐な表現のある広告等)
4. 不動産広告
(「宅地建物取引業法」などの関係法規、不動産公正取引協議会の「不動産の表示に関する公正競争規約」による)
5. 求人広告(記載不備な広告。「男女雇用均等法」「雇用対策法」に準じたもの)
6. 名誉毀損、プライバシーの侵害などのおそれがある広告
7. 選挙運動ビラなど(選挙運動のための折込広告は、「公職選挙法」の要件を備えたもの以外は頒布できない)
8. 弁護士の広告
(日本弁護士連合会の「弁護士の業務広告に関する規程」「外国特別会員の業務広告に関する規程」による)
9. 医療関係の広告(医療法、関連法規に定められた事項以外は広告できない)
10. 医薬品の広告(「医薬品等適性広告基準」の範囲内でなければ広告できない)
11. 健康食品の広告(健康食品の広告は、医薬品的な効能・効果を表示できない)
12. エステティックの広告
(美観・痩身などエステ関連広告については、「特定商取引法」で誇大広告の禁止が定められている)
13. 金融関係の広告(「貸金業の規制等に関する法律」で利率や登録番号など必要事項の記載が定められている)
14. その他・公序良俗に反したり、反社会的な表現の広告、誹謗中傷のおそれのある広告、
あるいは迷信等に頼る非科学的な広告。その他、独占禁止法、景品表示法、関係告示、規約に反するもの

※上記「新聞折込広告基準」に反するものや、販売店が不適切であると判断した広告の新聞折込はお断りしております

新聞折込広告取り扱いについてのご注意

- 月曜日、祝祭日の翌日、休刊日の翌日の折込取り扱いができない販売店があります。
- 特殊物・変形サイズなど、取り扱えない場合がありますのでご注意下さい。
- B5サイズ未満でも極端に小さいものは取り扱いできない場合があります。
- ホッチキス止めのものは新聞をキズつけるため、取り扱いできない場合があります。
- 紙以外は原則として取り扱えません。
- 滋賀県下は冬季期間中(12月1日～翌年3月末)は雪害対策として納入日が1日早くなります。
- 天災、災害等の不慮の事故のため、折込が不可能になる場合や、
やむを得ず折込日を変更させていただくことがありますのでご了承願います。
- 規格サイズ以外のものは別途料金になりますので、弊社営業担当にお問い合わせ下さい。
- 専売店以外の日経新聞単独の折込は原則として取り扱いません。主取扱い紙と併せてお申し込み下さい。